

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番横井良隆君、10番下方繁孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。議会運営委員会は8月30日午前10時に開会し、9月定例会会期は本日の9月6日から26日までの21日間と決定しました。以上、報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

ご苦労さまです。

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月26日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、教育委員会の「点検・評価報告書」について。  
既にお手元に配付のとおり、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により議会に提出がありました。

日程第5、議案第37号から日程第9、議案第41号までを一括議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第37号大治町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について。  
大治町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、放課後児童クラブ施設の新設等に伴い施設の設置及び管理に関する規定を整備する必要があるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第38号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。  
大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成28年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町在宅老人短期介護事業及び大治町在宅重度身体障害者短期入所事業を廃止すること等に伴い、手数料を廃止するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第39号平成28年度大治町一般会計補正予算。  
平成28年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9680万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4489万7000円とする。  
第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきまして、人事異動等に伴う人事費の補正を初め、総務費において、議場及び委員会室の設備改修に要する工事費として5500万円、公共ネットワークインターネット冗長化のための環境構築に要する工事費として1576万8000円を計上し、衛生費において、予防接種法施行令の一部改正によるB型肝炎の予防接種に

要する経費として448万9000円を計上し、農林水産業費において農業用施設の撤去及び新設に要する工事費として518万4000円を計上し、消防費において災害時における被災者等の情報通信手段を確保するための特殊電話を設置するために要する工事費として176万円を計上し、教育費において、大治小学校大規模改修工事実施設計積算業務として99万2000円を計上し、公民館の講堂・体育室天井改修に係る設計業務として215万3000円を計上し、その他各種国庫、県負担金、国庫補助金返還金として1611万7000円を計上するものでございます。これらの財源として地方特例交付金、国・県支出金及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第40号平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成28年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ924万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9672万6000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定におきまして保険給付費を221万4000円、平成27年度の保険給付費実績の負担割合及び地域支援事業費実績の交付割合に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として703万3000円を増額するものでございます。

この財源といたしましては、一般会計繰入金、過年度精算交付金及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第41号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1717万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として40万9000円、一般会計繰出金として1315万1000円をそれぞれ増額するものでございます。

これらの財源としましては、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第10、議案第42号から日程第15、議案第47号までを一括議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第42号平成27年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額86億7831万5910円、歳出総額82億7712万552円で、歳入歳出差引額は4億119万5358円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3388万5000円を差し引いた実質収支額は3億6731万358円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第43号平成27年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額38億2937万7270円、歳出総額35億2103万903円で、歳入歳出差引額は3億834万6367円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3億834万6367円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第44号平成27年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額24万7093円、歳出総額

24万7093円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。よろしくお願ひします。

議案第45号平成27年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額14億5794万5226円、歳出総額13億9146万6318円で、歳入歳出差引額は6647万8908円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は6647万8908円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1777万9478円、歳出総額1509万5064円で、歳入歳出差引額は268万4414円です。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は268万4414円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしくお願ひします。

議案第46号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億2639万465円、歳出総額4億2496万5249円で、歳入歳出差引額は142万5216円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は142万5216円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしくお願ひします。

議案第47号平成27年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月6日提出、大治町長。

平成27年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億7383万9016円、歳出総額4億7342万8216円で、歳入歳出差引額は41万800円です。このうち、翌年度

へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は41万800円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

ただいま議題となっております平成27年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員にご出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（織田八茂君）

住田昭敏君、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

平成27年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成28年8月4日と5日の両日にわたり下方繁孝監査委員とともに、歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製または作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査するとともに関係部局に資料の提出を求め、あわせて必要に応じ説明を受けて審査の参考にいたしました。

証書類の検証、現金・預金の残高及び有価証券の確認等については、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果については、いずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。

一般会計では、形式収支、実質収支、実質単年度収支とも黒字で財政力指数は0.84、経常収支比率は昨年度より3.6ポイント下回った83.6%でした。

国の経済対策から景気は緩やかな回復基調が続いているところですが、世界経済も不透明な状況が続いております。少子高齢化や人口減少社会が着実に進行している中で安定した財政運営を行うには歳入の確実な確保が重要です。納税折衝や滞納処分などの徴収事務の効果により収入未済額が減少していることは大いに評価するものです。引き続き収納率の向上に力を注ぎ自主財源の確保に努めるとともに、国の経済対策などの情報収集を適時的確に行い財源確保にも努めていただきたいと思います。

予算現額に対する執行率は91.64%で前年度と比較して1.47ポイント低下しました。不

用額は6億2486万8448円発生しており、前年度に比べ2億990万7934円増加いたしました。

平成27年度の特筆事項としては、町制施行40周年記念事業、西小学校体育館天井剥落事故がございました。

平成27年5月に発生した大治西小学校体育館天井剥落事故はあつてはならない事故でありましたが、調査委員会の設置、原因調査、その結果による損害賠償の請求、さらには体育館屋根改修工事等と適切に対応がされたものと考えます。

また、町制施行40周年を迎えた昨年度は記念の各種事業が実施されました。事業の効果を生かし住みよいまちづくりに反映していただくことを望みます。

事務事業の執行に当たっては、目的、ニーズ及び費用対効果などの検証を行い、より効率的・効果的に執行し健全な財政運営が図られるよう努力していただきたい。

また、基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であったと認められました。

次に、国民健康保険特別会計では、保険税の収納率は前年度より3.21ポイント上がった70.87%でした。昨年度と同様に5000万円を超える収入未済額の縮減や収納率が上昇したことは評価できるものの、依然として収入未済額は一般会計の町税収入未済額を超えています。医療の高度化による医療費の増大など国民健康保険を取り巻く環境はより厳しいものと見込まれます。今後も保険税収入の確保に努め、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに健康づくりを積極的に支援していただきたい。

次に、介護保険特別会計では、介護保険料の収納率は前年度より0.25ポイント上がった95.18%でした。高齢化が進展する中にある介護給付費のさらなる増加が予想されるので、介護予防、生活支援、健康維持等の各種事業を効果的に実施していただきたい。

次に、公共下水道事業特別会計は、総務大臣通知により平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として公営企業会計の適用を要請されているところであるので円滑に移行できるよう努めていただきたい。

土地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計については、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査の概要については、お手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計、特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（織田八茂君）

ご苦労さまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

[住田昭敏監査委員 退場]

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

[服部勇夫君 入場]

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第48号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第48号工事請負契約について。

平成28年8月5日、事後審査型一般競争入札に付した大治東部児童クラブ室新築工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月6日提出、大治町長。

本件の大治東部児童クラブ室新築工事の請負契約は、契約金額6696万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものです。よろしくお願いします。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この工事請負契約でございますが、大治東部児童クラブ室新築工事に伴うもので必要なものとは考えております。しかしながら、議案第37号で大治町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の提案理由の中で、「放課後児童クラブ施設の新設等に伴い、施設の設置及び管理に関する規定を整備する必要がある」とうたっております。整備する必要がある条例が決まっていないうちにこの工事請負契約をやっていいのか。整備する必要がある、それをやってから工事請負契約、これを議決すべきではないのかと考え



るわけでございます。提案理由で整備する必要があるとうたってありますから、だったら契約を先にやっていいということは整備する必要性は薄いということになると思いますが、どうでしょうか。

○議長（織田八茂君）

行政側答弁、どうぞ。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

今回の工事請負契約につきましては、今年度予算に計上してあります。そして、今議会におきましてはこの工事の契約とそれから先ほどの設置管理条例、あわせて同時に提出するもので問題ないというふうに認識しております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今の課長の説明で条例は必要だと。だから同時に提案したんだと。それは行政側の考え方でそのとおりだと思いますが、実際、今回契約を先に議決すること、当然議会運営委員会で決められたことですが、ただそのやり方をしているのかと。本来は条例を先に議決してから、当然条例は必要なものだと考えておりますので議決してから契約を議決すべきではないのかと私はそう考えるわけでございます。当然契約を議決しても条例が可決されなければ契約としては無効になるのではないかと僕は思うんですが、そこら辺の説明をきちっとしていただきたいと思います。

○議長（織田八茂君）

行政側答弁、どうぞ。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

工事請負契約につきましては、契約の行為を議会に求めると。それから、もう1つの

設置管理条例につきましては、条例の議案審議後、公布の日から施行するというものであり問題ないと認識しております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ということは、条例に関してはどっちにしても放課後児童クラブ、これを見ますと契約の工期が2月24日ですからそこ以降じゃないと使えないですからおくれてやってもいいと。契約は契約で先にやっちゃって条例は後でいいという説明かと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

お伺いします。今回、大治東部児童クラブ室新築工事ということで契約議決を求められております。全体として執行率も落札率というんですか、86.1%で予算からして妥当な契約であろうとは思えるんですが、示された入札執行状況一覧表で今回このものは一般競争入札でこの企業を求めたんでございますが、2社しか応募がなかったということで報告をいただきました。このことについて多少奇異というんですか感じるんですが、なぜこうなったのかなといろいろ考えたんですが、示された図面でいきますと商工会館の建設ということで並行して商工会館と児童クラブの建設が進んでいきます。これが違う企業であると大変だろうなと思いついていたんでございますが、あわせての状況ですね、違う企業が落札した場合に狭いところで工事を進めていかないかということで大変だなと思うんですが、商工会館の方は今回議題としては提案されていませんが、どこの企業が受けるのかということで思えてくるんですが、多分加藤建設がここも請け負ったのではないかと思います。その今回の入札日の8月5日、この日に大治町は執行したんですが、その商工会館の方の入札というんですか、状況というのは大治町と同じように一般競争入札でやられたのかどうかということと、それから8月5日……

○議長（織田八茂君）

浅里周平君、工事請負契約については端的に質疑をお願いします。

議題外の発言はしないようにお願いします。

○11番（浅里周平君）

議長は議題外と言われますが、この入札に参加した企業が2社ということで大変疑問を私は持っておるんです。どうして2社になったのかというところの説明ですね。相手があることですから応募がなかったんだということであろうかと思うんですが、そこら辺の商工会館の方もあわせて説明をお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

それではまず入札結果が2社になった理由でございます。今回入札に当たりましては入札参加資格を決定した後、入札公告をして事後審査型一般競争入札として電子入札で行っております。このうち参加できる業者の資格としましては、愛知県内に契約締結営業所を有する建築工事業ということで広く募集した結果、入札に応じた業者が2社という結果になったということでございます。

それからもう1点でございます。同一敷地内に商工会館の建てかえがございますが、あらかじめ入札に当たっては同一敷地内に他団体発注の建物の建設予定があるということで工程調整が必要という旨の記載も添えてございます。以上でございます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

たまたま2社だったということに回答としてはなるんですよね。ただし、先ほど議長から議題外だということをおっしゃいました商工会館。大治町の入札執行日より前に決まっているんですよね。そういう点では今回の大治町の東部児童クラブ室の建設に当たって制約的なものがなかったかどうかということなんですね。商工会館の方は加藤建設が工事を請け負う。それ以降に大治町が入札にかけたということで制限されなかったかどうかということなんですね。そこら辺が私としては疑問なんです。そういう作用というのはなかったということで回答が出てくるかもしれませんが、そこらあたりをもう少し説明願いたいと思います。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

子育て支援課長安井慎一君。

○子育て支援課長（安井慎一君）

今回の入札におきましては、入札の価格を比較する競争入札でございますので問題ないと認識しております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第48号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第49号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第49号工事請負契約について。

平成28年8月5日、事後審査型一般競争入札に付した公共下水道工事その3（堀之内地区）について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月6日提出、大治町長。

本件の公共下水道工事その3（堀之内地区）の請負契約は、契約金額1億1448万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第49号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第50号物品購入契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第50号物品購入契約について。

平成28年7月22日、指名競争入札に付した小型動力ポンプ付積載車購入について、左記のとおり購入契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月6日提出、大治町長。

本件の小型動力ポンプ付積載車購入の契約は、契約金額1127万9060円で平和機械株式会社と契約を締結するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

お伺いしますが、ただいま町長から報告いただいたんですが、結局この購入でいきますと落札金額とこの契約金額が一緒ということは消費税込みで契約されたということになると思うんですがそのことが1つと、それから入札執行状況一覧表をいただいて見させていただいたんですが、この数字を見ていきますと1100万というか1200万ほどの物品に対して60円という数字が1社2社3社4社、5社から出ているんですね。その上に山佐産工、2番目、それから5番目の萬茂防災株式会社、全く一緒の数字が入札金額で出ているんです。こういった数字を見て一回でこの平和機械に落としているんですが、これが公正に入札されたと見られるかどうかということですね。いかがですか。それから先ほどの消費税の関係もお願いしたいと思います。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（織田八茂君）

防災危機管理課長伊藤高雄君。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

それでは、浅里議員の質問に答えさせていただきます。まず金額のことです。こちら車の入札ということで購入時に自動車重量税がかかるためということであらかじめ税込み価格で入札をさせていただきました。また、価格につきましては公正な入札をされたと認識をしております。以上です。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

公正にやられたということで引かないかんでしょうけれど、この入札の金額で端数で60円がこうも一致するものかということを一般的には疑問を持つところなんですよ。そういう点でこの見積もりが客観的にこうなるのはいたし方ない状況だったんでしょうかね。どうしても町民サイドから考えていくと60円まで一致するというのは普通考えられないですよ。何かあるんですかね。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

適切な仕様書、適切な入札の結果だというふうに認識しております。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第50号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第51号津島市と大治町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第51号津島市と大治町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の制定について。

津島市と大治町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法の規定に基づき、津島市に委託する大治町の消費生活相談等の事務に関し、必要な事項を定めるためでございます。よろしく願います。

○議長（織田八茂君）

日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

本件についてはお手元に配付しました内容のとおり、議員を派遣したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。



本日はこれで散会します。



午前10時58分 散会